

令和5年5月

第98回外務省在外公館派遣員試験における感染症防止対策について

一般社団法人国際交流サービス協会

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日に5類に移行しました。

これに伴い、派遣員試験における感染防止対策について、次のとおり実施しますので、お知らせします。

1. マスクの着用について

マスクの着脱については、体調や感染状況等を考慮の上、各受験者の判断でお願いします。

感染状況に変化があった場合等には、マスクの着用にご協力ください。

また、咳などの症状のある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、ご協力ください。

なお、試験時間中に本人確認を行いますので、マスクを着用している場合は、試験係員からの指示に従って、マスクを一時的にはずしてください。また、試験係員はマスクを着用していないことがあります。

2. 試験室の換気及び当日の服装について

試験室は換気のため、適宜、窓や扉などを開けますので、温度調節のできる服装でお越しください。

3. 感染予防について

試験会場では、こまめに手洗い、うがいを行うなど感染予防に努めてください。

また、会場には手指消毒液を設置しますので、ご自由にお使いください。携帯用手指消毒液をお持ちの方は、持参いただいても差し支えありません。ただし、試験時間中は鞆等にしまってください。

4. その他

試験当日まで感染予防に気を配り、ご自身の体調管理に努めてください。

なお、体調不良により欠席した方を対象とした再試験は予定しておりません。

上記の内容や試験実施に関し、今後変更がある場合は、当協会ホームページ「外務省在外公館派遣員制度 2. 募集情報」に掲載しますので、必ずご確認ください。

以上